

令和 4年4月21日

令和3年度教育学部学長賞受賞者

令和3年度の前期・後期における学長賞について、各学年担当のアドバイザー教員より申請があり、教育学部学生表彰規程第2条(1)に該当することから、令和4年度第1回教授会において学部長賞授与を決定した。

学年	前・後期	氏名
1	前期	杉原春渚(3.87)
	後期	—
2	前期	—
	後期	黒木真李(3.81)
3	前期	落合裕希(3.84) 田中美帆(3.86)
	後期	中園 鈴(4.00) 清水 舞(3.86)

## 宮崎国際大学教育学部学生表彰規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宮崎国際大学学則第55条の規定および宮崎国際大学学長表彰規程第3条第1項に基づき、宮崎国際大学教育学部学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の基準)

第2条 表彰は、教育学部学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学業成績等において、各学期末にGPAが3.8以上に該当すると認められたもの
- (2) 卒業時に最優秀学生として学長賞の推薦に値するもの1名
- (3) 課外活動等において、国内外の競技会、公演会、展覧会等において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
- (4) 社会活動・ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの
- (5) 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの
- (7) 学長賞へ推薦した結果、学長表彰が受理されなかったもの

### (被表彰者の選考及び決定)

第3条 学部長は、前条の規定に該当する者については、学部の教授会の議を経て学部長表彰もしくは学長への推薦の有無を決定する。

### (表彰候補者の学長への推薦)

第4条 学部長は、前条において学長に推薦する場合は、別紙様式(推薦書)により学長に推薦するものとする。

(2) 学部長は第2条第1項(3)～(5)の該当者については、学長への推薦者を学生部長とすることができる。

### (学部長表彰の方法)

第5条 学部長表彰は、学部長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することがある。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生の団体の活動について適用する。

別紙様式

推 薦 書

平成 年 月 日

学長 殿

推薦者(学部長、顧問教員等)

所属 学部 職名 氏名

次の学生・学生団体は、宮崎国際大学教育学部学生表彰規程第2条第(2)に該当すると認められるので、推薦します。

表彰候補者	学 生	所属 学部 学科 第 年次氏名課外活動による表彰:団体名( )
	学生団体	団体名 部代表者所属 学部 学科 第 年次 代表者氏名
推薦理由		

\*表彰状の写し、新聞記事等を添付してください。